

導入から1年、今更聞けない インボイス制度とその問題点

講師； 税理士 清水明夫

(2024年10月)



(目次)

- I. インボイス制度とは
- II. 消費税制度概要
- III. 消費税具体的計算例(原則計算)
- IV. 2割特例8割控除特例(インボイス特例)
- V. 消費税具体的計算例(インボイス特例)
- VI. インボイス制度問題点等

1. インボイス制度とは

インボイス制度とは⇒「適格請求書等保存制度」と言い
「消費税納税計算の厳格化を行うための制度」です

※インボイス登録した人(法人)からの請求書や領収書を保管しないと、消費税の納税計算が出来ない

消費税が出来て約34年間曖昧だった計算を、ちゃんと領収書等に基づいて計算する⇒いままで34年間の既成事実は無視されます！

※インボイス登録の具体的手続き

税務署に①あらかじめインボイス登録して②登録番号を貰い③領収書等に登録番号と消費税率と消費税額を記載して④その領収書等を保管する事により消費税の計算をする事が出来る

⇒登録は任意(強制ではありません)

※実は消費税の仕組みについてある程度分からないと、インボイス制度についても良くは分からない

II. 消費税制度概要。

①消費税の課税対象(何に消費税がかかるか?)

国内において、事業者が、対価を得ておこなった、資産の譲渡等(消法4条)

➡ **不課税取引** ⇒ 海外取引(輸出含)、家庭用財産の売買、寄付金、贈与、給与等

➡ **非課税取引** ⇒ 土地の譲渡・貸付、住宅の貸付、医療費、学校の授業料、など。

②免税事業者 ⇒ 基準期間(2年前)の売上げが1000万円以下の事業者

③消費税の納税計算

➡ 買手(元請や芸能プロ・消費税事業者)の売上げにかかる消費税額から、

➡ 売手(下請けや役者・声優)に支払った仕入れにかかる消費税額を控除する

⇒ これを仕入れ税額控除という

☆ 消費税納税算式(申告は個人は暦年、法人は事業年度)

➡ **売上げにかかる消費税額 - 仕入れにかかる消費税額 = 納税額。**

Ⅲ. 消費税具体的計算例(原則計算)

(インボイス制度前)

- ➡ 買手 (元請・芸能プロ・消費税事業者) の年間売上8,000万円(消費税800万円)
- ➡ 売手 (下請・役者・声優) 10名に支払った年間金額7,000万円(消費税700万円)
⇒ 仕入れ税額控除
- ➡ 消費税納税額 $800\text{万円} - 700\text{万円} = 100\text{万円}$ (買手が納税)

今までは、この仕入れ税額控除を行う場合、売手 (下請等) が免税業者(売上が1,000万円以下)かどうかは関係なく仕入れ税額控除を行うことが出来た。

(インボイス制度後)

- ➡ ところが、インボイス制度が出来てからは売手 (下請等) がインボイス登録しないと仕入れ税額控除が受けられなくなる。
- ➡ 下請等全員インボイス登録をしないと、
買手(元請)の納税額は、 $800\text{万円} - 0 = 800\text{万円}$ となってしまう。

IV. 2割特例と8割控除特例(インボイス特例)

①インボイス制度の**2割特例(売手の特例)**とは、

➡ 2割特例は、免税事業者からインボイス事業者を選択した者が受けられる

➡ **売り手(下請・役者・声優等)**の特例で、**3年間(インボイス導入から3年)**は売上げに対する消費税額から控除する仕入れ消費税額を、売上げに対する消費税額に8割を乗じた額とする制度

従ってこの特例で、売り手は**納付税額を売上げの消費税相当額額の2割**とすることができる

本来は「原則的な計算」または「簡易課税」により納付税額を計算するが、この特例により簡易で通常より有利な計算ができる

②インボイス制度の**8割控除特例(買手の特例)**とは、

➡ **買い手(元請・芸能プロ等)**である課税事業者への特例経過措置

➡ インボイス事業者でない免税事業者等からの課税仕入れについては、支払った消費税額相当額について入税額控除出来ないが、インボイス導入から一定期間の優遇措置が設けられた

➡ **当初3年間(インボイス導入から3年)**は仕入税額相当額の80%、**その後3年間**は仕入税額相当額の50%が仕入税額とみなされ、売上げの消費税額から控除できる

V. 消費税具体的計算例（インボイス特例1）

今まで(インボイス前)は、

- ➡ **買手（元請等・消費税事業者）**の年間売上8,000万円(消費税800万円)
- ➡ **売手（下請等）**10社に支払った年間金額7,000万円(消費税700万円) ⇒ 1社あたり700万円(消費税70万円)
- ➡ **納税額** 800万円 - 700万円 = 100万円

↑ (売手が免税業者かどうかは問わない)

① 2割控除特例(売手側・下請・役者等の特例)

- ➡ **売手（免税事業者）**がインボイス登録してくれた場合、3年間は救済措置として、消費税申告額は売上げに含まれる消費税相当額の20%を納付すれば良いという特例措置。
つまり、**売手（下請等・免税事業者）**70万円の20%の14万円を納付すれば良いという3年間

(インボイス導入から3年間)の経過措置が出来た

- ➡ **売手側**は結果的に14万円の収入減。 ⇒これが10社分だと140万円
- ➡ **買手（元請等・消費税事業者）**は下請けが全てインボイス登録してくれれば、

今まで通り100万円の納税ですむ ⇒ 売手側が140万円負担

V. 消費税具体的計算例（インボイス特例2）

② 8割控除特例(元請・芸能プロ側)

一方、もし**売手（下請等・免税事業者）**がインボイス登録しなかった場合には、**買手（元請等・消費税事業者）**にも救済措置として、

インボイス登録していない**売手（下請・役者等・免税事業者）**への支払いについて、

3年間、消費税相当額の80%は控除できるという制度が出来た。

その場合、

買手（元請・芸能プロ、消費税事業者）が支払う消費税は、

$800\text{万円} - 70\text{万円} \times 10\text{社} \times 80\% = 240\text{万円}$ となる。

今までは100万円の納税だったので、**140万円納税が増える。**

➡結局買手側か売手側のどちらかが納税(140万円増税分)負担することになる。

VI. インボイス制度問題点等

- ➡ ①インボイス導入は増税！
- ➡ ②その増税部分の負担を元請けと下請けでなすりあい
- ➡ ③結局は力関係で下請けが泣きを見る？
- ➡ ④下請けは廃業を考える⇒フリーランスが廃業
- ➡ ⑤大企業は事務負担増⇒事務負担費用を価格に転嫁
⇒物価が上がる？
- ➡ ⑥給料(報酬)が上がる要素が無いので、生活は苦しい
- ➡ ⑦税収は毎年増えているのに増税は必要か？

※注 独占禁止法と下請法(参考)

▶ <独占禁止法>

取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の登録をしないで免税事業者を選択する場合に、「消費税相当額を取引価格から引き下げる」などと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

▶ <下請法>

下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の登録をしないで免税事業者を選択する場合に、「消費税相当額を取引価格から引き下げる」などと一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあります。

有り難うございました



清水明夫税理士事務所

三鷹市上連雀2-8-28-201

電話：0422-40-1020

携帯：090-2236-6469

メール：ourhouse@tkcnf.or.jp

H P：http://www.shimizutax.com/

(アクセスマップ)

